

資料-3 省エネルギー対策・再生可能エネルギー導入等に係る関係府省の国庫補助制度等

1. NEDOによる補助制度（平成20年度）

	事業名	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	コージェネレーション	グリーンエネルギー自動車	省エネ	補助率	補助対象事業
1	地域新エネルギー等導入促進事業	●	●	●	●	●	●	1. 新エネルギー等設備導入事業： 1/2 以内又は 1/3 以内 2. 新エネルギー等普及啓発事業 ・地方公共団体等の場合：定額 ・非営利民間団体等の場合： 1/2 以内(上限額あり)	新エネルギー等導入のための計画に基づき実施する事業であって、設備導入と普及啓発事業を併せて実施する以下の事業 < 地方公共団体の場合 > 1. 地方公共団体が実施する新エネルギー等設備導入事業 ○地方公共団体が自ら行う事業 ○地方公共団体の出資に係る法人が行う事業(原則、当該地方公共団体の出資比率が 25% 以上であること) ○PFI 事業による新エネルギー等導入事業(BTO 方式に限る) 2. 上記の新エネルギー設備導入事業に関して地方公共団体が実施する新エネルギー普及啓発事業 (注意) 導入事業と併せて実施する場合において対象 < 非営利民間団体の場合 > 1. 特定非営利活動法人(NPO 法人)等営利を目的としない民間団体等(以下、非営利団体という)が、営利を目的とせず自ら行う新エネルギー等設備導入事業 2. 上記の新エネルギー等設備導入事業に関して、非営利団体が実施する新エネルギー等普及啓発事業 (注意) 導入事業と併せて実施する場合において対象 【補助対象設備の種類】 ○新エネルギー ・太陽光発電(定格出力 10kW 以上)、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、水力発電(1,000kW 以下)、地熱発電(バイナリーサイクル方式) ○革新的なエネルギー高度利用技術 ・天然ガスコージェネレーション、燃料電池、グリーンエネルギー自動車

事業名	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	省エネ クリーンエネルギー 自動車 コージェネ レーション	補助率	補助対象事業
2 中小水力・地熱発電 開発費等 補助金(中小水力発電 開発事業)			●		1. 揚水式を除く一般水力発電に係る事業(右記1): 規模等に応じて10%又は20%を限度 2. 水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業(右記2): 50%を限度	1. 揚水式を除く一般水力発電のうち、[1]又は[2]を行う事業 [1]出力が1,000kWを超え30,000kW以下の水力発電施設の設置を行う事業 [2]出力が1,000kWを超え30,000kW以下の水力発電施設の改造を行う事業 ○ダム改造であって、貯水池又は調整池の有効容量の変更を伴い、出力又は発電電力量を増加させるもの。 ○取水設備、導水路、水圧管路又は放水路の改造であって、通水容量の変更を伴い、出力又は発電電力量を増加させるもの ○水車又は発電機の改造であって、20%以上の出力の変更を伴うもの又は施設の所有者若しくは管理者その他の責に帰すことができない事由による損壊(以下、「天災事由による損壊」という。)の復旧に伴い、100kW以上の増出力を伴うもの ○貯水池又は調整池の改造であって、有効容量の変更を伴い、出力又は発電電力量を増加させるもの 2. 水力発電施設の設置等に係る新技術の導入事業 ○出力が1,000kWを超え30,000kW以下の水力発電施設の設置又は改造に当たり新技術の導入を行う事業
3 エネルギー使用合理化 事業者支援事業				●	1. 単独事業: 1/3(上限額あり) 2. 連携事業: 1/3 又は 1/2(上限額あり)	事業者が計画した総合的な省エネへの取り組みであって、省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると認められるものに係る設備導入費等が対象 1. 単独事業 既設の工場・事業所における省エネルギー設備・技術の導入事業であって、省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれるもの及び相当程度大きい省エネルギー効果、波及効果等が見込まれる大規模な設備を導入するもの 2. 連携事業 単独事業者または複数事業者による複数の既設の工場・事業所間における省エネルギー設備・技術の導入事業であって、対象となる工場、事業場全体での省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれるもの

「NEDOウェブサイト」より、水道事業者において活用可能と考えられるものを整理

2. 環境省による補助制度（平成 20 年度）

	事業名	太陽光発電	風力発電	小水力発電	バイオマス	クリーンエネルギー自動車	省エネ	補助率	補助対象事業
1	業務部門対策技術率先導入補助事業 (平成 21 年度より、地方公共団体率先対策補助事業)	●		●	●		●	1/2(下限額:600 万円)	<p>地方公共団体が所有する業務用施設に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画により、要件を満たす代エネ・省エネ設備導入を行う事業に対して支援(効果の大きい提案を選定)。</p> <p>1. 代替エネルギー設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電(定格出力 20kW 以上) ○燃料電池(発電出力 1kW 以上かつ発電効率 30%以上) ○バイオマス熱利用(バイオマス利用率 80%以上かつ CO2 削減率 15%以上) ○バイオマス燃料製造(バイオマス利用率 80%以上かつエネルギー回収率 50%以上) ○バイオエタノール利用(CO2 削減率 10%以上) ○地中熱利用(ヒートポンプの加熱能力 50kW 以上) ○小水力発電(発電出力 1,000kW 以下) ○その他の代替エネルギー利用設備(CO2 削減率 10%以上かつ CO2 削減費用 1 万円/t-CO2 以下) <p>2. 省エネルギー設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○LED 照明(屋内用ダウンライト又は街路灯・防犯灯用で一定の要件を満たすもの) ○その他の省エネルギー利用設備(建物全体の省 CO2 化を図るもの又は新規性の高い省 CO2 設備を一斉導入するものであって、CO2 削減率 10%以上かつ CO2 削減費用 1 万円/t-CO2 以下であるもの)
2	低公害車普及事業					●		1/2	燃料電池自動車・DME 自動車・水素自動車の率先的導入

「環境省ウェブサイト」より、水道事業者において活用可能と考えられるものを整理

3. グリーン電力基金による助成制度（平成 20 年度）

	実施団体	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	バイオマス発電	バイオガス発電	補助率など	要件など
1	はまなす財団(財団法人北海道地域総合振興機構)	●					15 万円/kW(上限 150 万円)	北海道内に設置されること
			●			●	10 万円/kW(上限 200 万円)	
2	財団法人東北産業活性化センター (IVICT)	●	●				50 万円/kWまたは、設置に要した費用の 1/2 のいずれか小さい額	東北地域に設置されること 定格出力 20kW未満 国や他の団体から助成を受けていないこと
3	財団法人広域関東圏産業活性化センター (GIAC)	●	●	●		●	20 万円/kW(上限 1,000 万円)	東京電力サービスエリアに新たに設置される発電設備であること
4	財団法人中部産業活性化センター (CIAC)	●					5 万円/kW(上限 150 万円)	太陽光発電設備の普及を目的とする。 中部電力サービスエリアより募集する 定格出力 10kW以上
5	財団法人北陸産業活性化センター	●					10 万円/kW(上限 110kW)	北陸電力の供給区域内に新たに設置されること
			●				助成対象設備の発電出力総計による	北陸電力の電力系統に接続されること
6	財団法人関西情報・産業活性化センター (K I I S)	●	●	●			上限 20 万円	設置場所が一般に利用できる場所や施設であること
7	財団法人ちゅうごく産業創造センター	●					5 万円/kWまたは、250 万円のいずれか小さい額	対象設備の普及を目的とする 中国電力サービス区域内に設置されること
			●				助成対象件数と、助成申込の発電出力総計による	事業用を目的とした設備であり、中国電力の電力系統に接続されること
8	財団法人四国産業・技術振興センター (STEP)	●					助成対象設備の発電出力総計による 上限 10 万円/kW)	四国電力の供給区域内に新たに設置されること 定格出力 10kW以上
			●				助成対象設備の発電出力総計による	四国電力の供給区域内に新たに設置されること 定格出力 200kW以上
9	財団法人九州地域産業活性化センター (KIAC)	●					10 万円/kW(上限 150 万円)	九州電力の供給区域内に新たに設置されること
			●				助成対象件数と、助成申込の発電出力総計による	九州電力と系統連系されること
10	財団法人南西地域産業活性化センター (NIAC)	●					10 万円/kW(上限 15kW)	沖縄県内に新たに設置されること
			●				10 万円/kW(上限 5kW)	

「各実施団体ウェブサイト」より整理